



2014-2019 年度
和歌山大学障がい学生支援部門
活動報告書

Student Accessibility Support Division
in Wakayama University

和歌山大学 クロスカル教育機構 障がい学生支援部門

※本報告書では、障害の「害」は、部署名のみがひらがな表記であり、それ以外のものは原則として漢字の「害」と表記している。

ご挨拶

和歌山大学 障がい学生支援部門長

永井 邦彦

2016年4月に障害者差別解消法が施行されるのに先行して、多くの大学で障害のある学生を支援する組織の整備が始められた。本学でも2014年8月に障がい学生支援室が設置され、障害者差別解消法の研修会が全学や各部局において開催され、教職員は合理的配慮とは何か、という基本から勉強を開始することになった。教職員の間に障害についての理解が深まるにつれ、障害のある学生が支援室を訪れ、相談を受けやすくするためには、「障害」ではなく「障がい」学生支援室という名称を使っているが、もっと親しみやすい名称はないか、ということでキャンパスライスサポートルームという愛称が2016年8月に生まれ、学生なら誰でも相談できる支援室として学生の中に定着することを目指した。さらに、2017年3月には障がい学生支援室は障がい学生支援部門に格上げされ、現在に至っている。しかし、当時から今日までを振り返ってみると、発足の当初に配置された教員は特任助教一人であり、事務員が一人であった。その後には事務員に加えて事務補佐員の複数名の増員があったとはいえ、部門になった現在でも教員は専任講師が一人である。その間に障害のある学生の支援対象は増大を続け、精神障害やその疑いのある学生に加えて、発達障害とその疑いがある学生の数が急激に増大し、これらには分類されない、何らかの修学上の困難を抱えている学生の数も著しく増加している。また、学生だけでなく、保護者及び教職員による相談も年を追うごとに件数が急増している。それは障害のある学生への支援が、障がい学生支援室からキャンパスライスサポートルームに愛称が変更され、さらに障がい学生支援部門に格上げされるのと並行して、専任教員とそのスタッフが努力を惜みず、支援業務を充実・拡大させていったことが、大学の内外で広く理解され浸透していった証左ともいえる。

以上のように、障がい学生支援部門は限られた陣容で極めて高い成果を上げているといって過言ではないが、支援活動を支えてきた背景には、本学の保健センターとの協力関係があったことを見逃すことができない。組織構成の上では、保健センターは医療面を、障がい学生支援部門は修学面を担当するように区分されているが、保健センターの主催で始まった、障害のある学生や修学上の困難を抱える学生を対象と

するメンタルヘルス研修旅行は、保健センターの精神科の医師と支援部門の臨床心理士である教員がコラボレーションすることによって、学位授与機構の認証評価において、学生のメンタルヘルスに関して特に優れた成果を上げていると評価されたのである。また、本学の規模では、保健センターも限られた人員で構成されているが、保健センターには複数の非常勤の臨床心理士が配置されており、現在では支援部門の学生も協議のうえで担当している。これにより、支援部門の専任教員の過重なカウンセリング負担が緩和されるとともに、カウンセリングも効果的に実施されるようになった。障がい学生支援部門の今後を展望すると、学生を医療面と学習面の双方向から総合的に支援するためには、保健センターとますます密接な協力関係を築き上げることが求められ、必要最小の人員で最大の成果を生み出すためには、保健センターと障がい学生支援部門を大括りして効率的に運用する組織面の統合が急務であると考えられる。

目次

1. 和歌山大学における障害学生支援の概要	
(1) 設置経緯	1
(2) 支援体制	1
(3) 運営	2
①障がい学生支援部門会議	2
②その他の活動	3
2. 相談状況	
(1) 利用学生数と障害種別の推移	4
(2) 年度別相談状況	4
(3) 相談件数の推移	5
(4) 合理的配慮等実施状況	6
(5) オープンキャンパスにおける相談状況	6
3. 障害学生支援サポーターの養成	
(1) サポーター養成講座の開催状況	7
(2) 勉強会等の実施状況	7
(3) オープンキャンパスにおける情報保障の状況	8
4. 教育活動	
(1) 授業科目「障がい学生支援概論」の開講	9
(2) その他	9
5. 啓発活動	
(1) FD/SD 研修会「障害学生支援を考える」	10
(2) 共催	11
(3) その他	11
6. 情報発信活動	
(1) ホームページ	12
(2) 障害学生支援ガイドブック	12
(3) 障がい学生支援部門リーフレット	13
(4) 「大学生活に困り感のある学生、障害のある学生への社会参加へ向けた統合的支援」リーフレット	13
(5) 新入生・留学生ガイダンス	13
7. 地域・就労支援機関との連携	
(1) 第1回タウンミーティング	14
(2) 第2回タウンミーティング	14
8. 他機関で開催された講習等への参加状況	
(1) ボストン研修への参加	16
(2) 参加状況	16
9. 他機関で開催された研修会への講師派遣状況	18
10. 研究	
(1) 論文	19
(2) 口頭(ポスター)発表	19
11. 主な年間の活動	20
12. 支援機器一覧	21
13. バリアフリーマップ	23
振り返りと展望	24
<参考資料>	
—規定関連—	
基本方針	26
対応要領	27
—配慮の書類—	
配慮申請書等	32

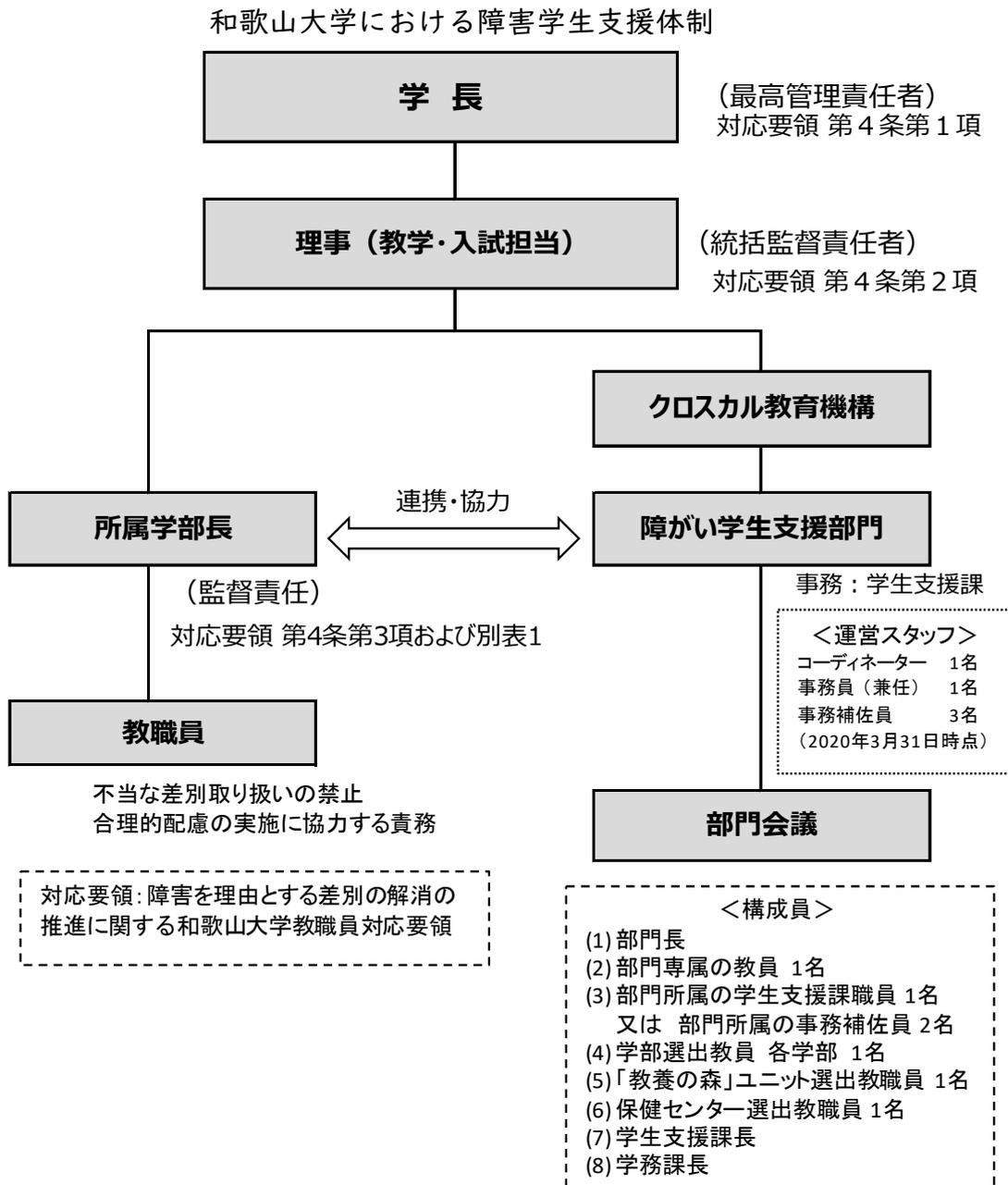
1. 和歌山大学における障害学生支援の概要

(1)設置経緯

本学では、2016年4月からの障害者差別法の施行を受け、2014年8月に障害学生支援のための専門部署として、「障がい学生支援室」が設立された。2016年8月に、学内での愛称名が「キャンパスライフサポートルームとなり、2017年3月には部署名が「障がい学生支援室」から「障がい学生支援部門」に変更され、現在に至る。

運営スタッフの構成は、2014年は、特任助教（臨床心理士）1名、事務職員（専任）1名であった。2019年3月現在では、講師（臨床心理士、公認心理師）1名、事務員（兼任）1名、事務補佐員3名で運営されている。

(2)支援体制



(3)運営

① 「障がい学生支援部門」会議

開催年月日	主な内容
2014年度 (9月10日, 11月27日, 1月29日)	<ul style="list-style-type: none">・「障がい学生支援室」の障害者雇用の検討・支援室の移転および別室の確保・視覚障害者の受験上の配慮の体制について・障害学生支援に係る授業の開設・障害学生支援に関するFD/SD研修会の開催・障害学生支援サポーター養成講座の開催
2015年度 (5月7日, 10月19日, 12月25日, 3月22日)	<ul style="list-style-type: none">・「障がい学生支援室」の名称について（意見徴収）・合理的配慮の流れの一部変更について・教職員対応要領の作成について・教職員向け障害学生支援ガイドの作成について
2016年度 (5月31日)	<ul style="list-style-type: none">・学内での「障がい学生支援室」の愛称名を「キャンパスライフサポートルーム」に決定。
2017年度 (6月13日, 10月19日, 3月1日)	<ul style="list-style-type: none">・合理的配慮の学部での対応および教養科目の担当教員への周知について・障がい学生支援部門会議設置要項の作成・障がい学生支援部門設置要項の一部改正・教職員対応要領の一部改正
2018年度 (10月10日, 3月4日)	<ul style="list-style-type: none">・障がい学生支援部門 副部門長の就任・教職員向け障がい学生支援ガイドの一部改正
2019年度 (5月9日, 3月2日)	<ul style="list-style-type: none">・「和歌山大学教育ビジョンに基づくアクションプラン」に発達障害学生に関する内容を加筆・「和歌山大学における障害のある学生への支援の基本的な方針」を一部改正・障がい学生支援部門設置要項の改正・教職員向け障害学生支援ガイドの全面改訂

② その他の活動

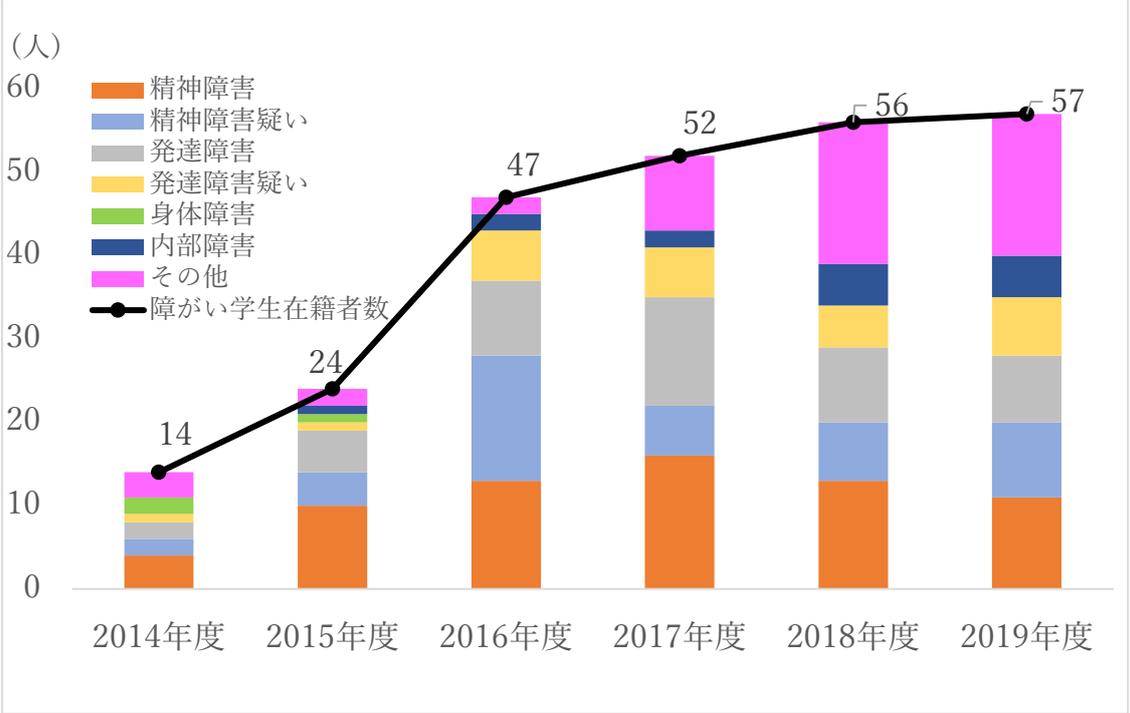
毎年、学長懇談会や学部長懇談会において、支援状況の報告や障害学生支援部署の運営に関わる提案を行っている。また、学内の各部署と必要に応じて意見交換会等を実施している。

日時	内容
2015年8月3日	学長懇談会 「障害学生支援室の運営に関して」
2016年1月21日	学長懇談会 「障害者差別解消法の施行への本学の対応について」
2016年2月10日	システム工学部，保健センター，障がい学生支援室 三者打合せ 「学生支援情報の共有，定期的な意見交換会の実施について」
2016年3月18日	システム工学部，保健センター，障がい学生支援室 三者打合せ 「学生情報の共有範囲や管理方法，学生対応に関する教員へのセミナー等の実施について」
2016年7月1日	学長懇談会 「本学の障害学生支援状況」
2016年12月12日	学術情報課（図書館）との意見交換会 「合理的配慮の説明，資料の電子化，避難経路，設備のバリアフリー化等について」
2017年2月16日	システム工学部，保健センター，障がい学生支援室 三者打合せ 「ASD的傾向と援助要請行動の関連，保健センターとキャンパスライフサポートルームの学生相談（支援）について」
2017年6月9日	学長懇談会 「障がい学生支援に関する報告」
2018年1月15日	施設整備課との意見交換会 「新施設・改築の際の学内のバリアフリー対応について」
2018年2月2日	入試課との意見交換会 「障がいをもつ受験者に関する情報伝達および対応について」
2018年6月11日	学長懇談会 「平成29年度 障がい学生支援に関する報告」
2019年6月24日	学術情報課（図書館）との意見交換会 「ラーニングアドバイザーについて」
2019年7月4日	学長懇談会 「平成30年度の取り組みと今後の課題について」
2019年9月5日	学部長懇談会（観光学部） 「合理的配慮について」
2019年9月9日	学務課との懇談会（全学部） 「学内の相談体制，合理的配慮の流れの調整，入試における情報共有について」
2019年9月25日	学部長懇談会（システム工学部） 障害学生に関する意見交換・情報共有。
2019年11月28日	システム工学部 学務課 学生ケアに関する情報交換会 「連絡が取れない学生や，ゼミ配属のミスマッチ，コミュニケーションが取れず研究が進まない学生などのケアについて意見交換」

2. 相談状況

(1) 利用学生数と障害種別の推移

2014-2019年度までの利用学生の推移は下記のとおりである。基本的には、精神障害と発達障害またはその疑いがある学生が、毎年7割以上を占めている。なお、「その他」とは、診断はないが、何らかの修学上の困難を抱えている学生である。



(2) 年度別相談状況

2014-2019年度までの相談件数は、下記のとおりである。計上しているのは、面談や電話での対応であり、メール対応は含まれていない。

	総件数	相談別内訳		
		学生	保護者	教職員
2014年度	156	142	5	9
2015年度	345	290	22	33
2016年度	365	284	42	39
2017年度	399	263	64	72
2018年度	359	208	72	79
2019年度	434	240	85	109

(3) 相談件数の推移

学生相談件数は、年間 200～300 件程度となっている。2017 年度から、保健センターのカウンセラーに協力を仰ぎ、一部の学生をリファーしたので学生相談の件数は減少したが、それに代わり、保護者および教職員への対応件数が大幅に増加している。

① 学生相談件数の推移



② 保護者相談件数の推移



③ 教職員相談件数の推移



④ 総相談件数の推移



(4) 合理的配慮等実施状況

障害学生が、他の学生と公平に学ぶ権利を得るために、合理的配慮の実施を行っている。合理的配慮は本人の申し出に基づき行われる。申し出を受け、学生の所属学部の障害学生支援部門員と障がい学生支援部門のコーディネーター、および関係者がワーキンググループを立ち上げ、配慮内容の検討を行う。その後、支援部門長から学部長宛に結果が通知され、学部が配慮内容を決定する。その後、担当教員が配慮を実施する。(※詳細は「障害学生支援ガイドブック」10P.を参照。)

◆現況届とは

合理的配慮とは異なり、学生の困り事や状態を教職員が理解する目的で申請する書類である。学生の申出に基づきサポートルームで作成し、所属学部等に提出する。

	合理的配慮の実施数	現況届提出数
2015年度	2	1
2016年度	10	3
2017年度	10	7
2018年度	11	7
2019年度	11	19

(5) オープンキャンパスにおける相談状況

オープンキャンパスでは、障害のある受験生のために、個別相談の機会を設けている。

年度	障害種別	人数
2015- 2019年度	聴覚障害	2名
	視覚障害	1名
	肢体不自由	2名
	発達障害	3名
	発達障害疑い	2名

3. 障害学生支援サポーターの養成

(1) サポーター養成講座の開催状況

障がい学生支援部門では、障害のある学生の修学支援を目的として、サポートを希望する学生を募集し、講座を経た学生をサポーターとして登録している。また、本部門の教員が開講している教養科目「障がい学生支援概論」を履修した学生もサポーターに登録できる。

年度	開催日時	参加者数	登録者数
2015年度	10月15日(木) 14:50～16:20	22	22
	// 16日(金) 14:50～16:20		
	// 19日(月) 10:50～12:20		
2016年度	10月13日(木) 13:10～14:40	5	1
	// 14日(金) 13:10～14:40		
2017年度	10月23日(月) 13:10～14:40	25	20
	// 26日(木) 14:50～16:20		
2018年度	11月12日(月) 14:50～16:20	4	3
	// 15日(木) 13:10～14:40		
2019年度	10月21日(月) 10:50～12:20	8	8
	// 24日(木) 13:10～14:40		

(2) 勉強会等の実施状況

サポーター養成講座で登録した学生と共に勉強会を下記の通り行っている。

年度	日付	参加人数	内容
2015年度	4月16日	4	説明会(実際の支援の流れ, Q&A等) 勉強会(PCテイク説明, 体験)
	4月23日	2	テキストデータ化の説明, 体験
	4月30日	2	4月23日説明会&勉強会欠席者のため, 4月26日 内容を短縮版で実施
	5月28日	3	バリアフリーマップの検証(大学会館, 経済 学部棟, 観光学部棟)
	6月25日	2	バリアフリーマップの検証(経済学部棟)
	7月23日	1	サポーター養成講座のポスター作成
	11月13日	4	昼食をとりながら交流会
	12月8日	4	視覚障害者の方との交流会
	2月18日	3	第2回障がい学生の支援を考える 文字起こし 有償ボランティア
2016年度	6月16日	8	DVDを見ながら手話, PCテイクプチ研修

2016年度	7月11日 7月14日	3	ノートテイク研修, DVDを見ながら手話
	9月16日	1	コンソーシアム京都主催「ノートテイク養成講座」参加
	11月8日	4	新規登録サポーターとの顔合わせ交流会
	12月15日	3	和歌山大学内バリアフリー調査
	1月13日	2	和歌山大学内バリアフリー調査
2017年度	3月8日	2	大学コンソーシアム京都主催の「パソコンテイク養成講座(初級編) in 同志社大学」
2018年度	6月18日 6月21日	2	自己紹介, 同志社大学 PC テイク養成講座の報告, PC テイク練習
	12月13日	4	自己紹介・交流会, PC テイク勉強会
2019年度	12月17日	1	バリアフリーマップ検証会
	1月9日	2	UD トーク体験講習会

(3) オープンキャンパスにおける情報保障支援

オープンキャンパスのガイダンスや模擬講義等において情報保障が必要な高校生に対し、学生サポーターが支援を行っている。

年度	障害種別	人数	支援内容
2014-2019	聴覚障害	3名	情報保障(パソコンテイク)



オープンキャンパスにおけるパソコンテイク支援の様子

4. 教育活動

(1)授業科目「障がい学生支援概論」の開講

2015 年度より、後期に教養科目として開講しており、障がい学生支援部門、教育学部特別支援教育、保健センターの教員が担当している。受講人数は 30 名となっている。

この講義では、障害の有無に関わらず学生同士が充実したキャンパスライフを送るために、障害に関する基本的な知識や大学における障がい学生支援の理念と具体的な支援方法を学ぶことができる。

(2)その他

<システム工学部入門セミナー>

システム工学部の新生を対象に開講している必修科目で、障害学生支援部門の教員は「メンタルヘルスについて」2015 年度から毎年 1 回分の授業を担当している。その中では、大学生にみられる精神的問題などを扱い、精神障害や発達障害についても概説する。また、自身の大学生活に困り事や精神的な状態をみつめる機会を設け、スクリーニングの役割も果たしている。例年、数名の相談希望者が支援部門に訪れており、継続的な修学支援につながる場合もある。さらに、困ったときの相談場所として、障がい学生支援部門や保健センターを紹介し、少しでも多くの学生に、利用しやすい環境を促している。

<教育学部基礎セミナー>

教育学部の新生を対象に開催している必修科目で、2017 年度より、毎年「心身の健康と多様性について」1 回分の授業を担当している。

<教育実習事前指導>

教育実習に行く学生に向けた事前指導を一部担当している。

5. 啓発活動

(1) FD/SD 研修会 「障害学生支援を考える」

差別解消を推進し、障害学生の理解を深めるために、年に1回～2回全学の教職員を対象とした研修を行っている。テーマによっては学生や保護者、外部機関の関係者等も参加している。詳細は、下記のとおりである。

	日時	研修会演題	講演者	参加者
	2014年 1月30日	大学における障がいのある学生の修学支援について～文部科学省検討会(第一次まとめ)の概要と今後の課題～	筑波大学 障害学生支援室長 竹田 一則 氏	40名
第1回	2015年 3月4日	① 障がい学生支援室設置にあたって ② 気になる学生の対応方法について	和歌山大学 障がい学生支援室副室長 山本 朗 和歌山大学 障がい学生支援室 森 麻友子	74名
第2回	2016年 2月18日	大学における合理的配慮について ①中等教育から高等教育へ期待する障がい学生支援とは ②差別解消法の施行で大学はどのように変わるのか～合理的配慮を中心に～	和歌山さくら支援学校 校長 三反田和人氏 筑波大学ダイバーシティ・アクセシビリティ・キャリアセンター アクセシビリティ部門長 竹田 一則 氏	98名
第3回	2017年 3月7日	見えない障がいをもつ学生への理解～教職員に求められる具体的対応とは～	京都大学 学生総合支援センター 障がい学生支援ルーム 村田 淳 氏	86名
第4回	2018年 11月30日	性同一性障害を理解する	ちあきクリニック 松永 千秋 氏	125名
第5回	2019年 3月5日	大学生活におけるゲーム依存について	特定非営利活動法人 Peernet 理事長 和歌山臨床心理士会事務局長 小山 秀之 氏	64名
第6回	2019年 10月25日	障害者差別を再考する～大学の役割を中心に～(SD研修会) ※役員及び幹部教職員を対象に実施	岡山理科大学 川島 聡 氏	27名
第7回	2019年 3月24日	発達障害のある若者、困り感のある若者の就労について～就労移行支援事業所の取り組みから～	株式会社エンカレッジ 代表取締役 窪 貴志 氏	57名

(2)共催

日時	研修会演題	講演者	参加者
2018年6月14日	発達障害について～高機能自閉症スペクトラム障害を中心に～(保健センターと共催)	東大阪市市立障害児者支援センター 山本 朗 和歌山大学 障がい学生支援部門 森 麻友子 和歌山大学保健センター 保健師 西谷 崇	107名

(3) その他

その他，教育学部教授会における講話，「障がい学生支援ガイドブック」の配布に当たり各学部へ説明を行った。また，新任教職員への研修会を2018年度より行っている。

日時	活動内容
2015年12月17日	教育学部教授会 「障がい学生支援室の運営と支援の実際」
2016年5月,9月	全学部教員対象 「教職員向け障がい学生支援ガイドブックの説明」
2017年2月16日	教育学部教授会 「キャンパスライフサポートルームの修学支援の状況」
2018年3月20日	教育学部教授会 「キャンパスライフサポートルームの修学支援の状況」
2018年5月28日	新任教職員研修会 「メンタルヘルスについて」
2019年3月8日	教育学部教授会 「教育学部における合理的配慮の事例と課題～3年間の取り組みから～」
2019年6月3日	新任教職員研修会 「障害のある学生の支援について」

6. 情報発信活動

(1) ホームページ

和歌山大学における障がい学生支援の基本方針や規定、取り組みを公開するために、障がい学生支援部門専用のホームページを作成・公開している。アクセシビリティを考慮し、ホームから3クリック以内での到達、音声読み上げいる。また、本学の支援体制、規程、配慮の流れ、支援機器、連絡先等が明記されている。



The screenshot shows the homepage of the Waseda University Campus Life Support Room. The header includes the university logo and navigation links. A main banner image depicts a lush green campus. Below the banner is a 'New Information' section with a list of recent news items, including seminars and conferences held in 2020.

(2) 障害学生支援ガイドブック



本部門では、障害学生支援について解説したマニュアルを「教職員向け障がい学生支援ガイド」として作成し2016年より配布している。また、2019年度には、デザイン・内容ともに大幅に見直し、「障害学生支援ガイドブック」として全面改訂した。

(3) 「障がい学生支援部門」リーフレット



新入生ガイダンスにおいて、新入生に障がい学生支援部門の理念や支援体制について開設したリーフレットを配布している。

(4) 「大学生活に困り感のある学生、障害のある学生への社会参加へ向けた統合的支援」リーフレット

日本財団助成の「日本の高等教育機関における障害学生支援に係るリーダー育成海外研修」の取り組みの一環として障がい学生支援部門・保健センター・キャリアセンターの3機関で、支援の流れと各機関の概要をまとめた。学生を各機関につなげたいと考えている教職員向けに、利用方法や窓口を明記している。※公開対象は教職員のみ。



「大学生活に困り感のある学生、障害のある学生への社会参加へ向けた統合的支援」

キャンパスライフサポートルーム・保健センター・キャリアセンターの3機関で、「大学生活に困り感のある学生、障害のある学生への社会参加へ向けた統合的支援」への取り組みのひとつとして、支援の流れと各機関の概要をまとめた。この取りまとめは、日本財団助成の「日本の高等教育機関における障害学生支援に係るリーダー育成海外研修」の一環として行ったものです。

学生を各機関につなげたいと考えている教職員のみを対象に、利用方法を明記していますので、ご活用ください。なお、この冊子は、影響範囲です。

困り感のある学生・障害のある学生に対する修学支援の流れ



キャンパスライフサポートルーム（障がい学生支援部門）

理念	基本的な人権を擁護し、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の基本理念に基づき、障害者に対する学生を受け入れ、修学のための必要かつ適切な支援を積極的に行う理念を掲げ、障がいのある学生の自立及び社会参加に向けて総合的な支援を推進する。加えて、障害の有無や程度によって分け隔てられることなく、大学構成員が相互に人権と個性を尊重し合い、共に社会としての大学を目指す。（和歌山大学における障害のある学生への支援の基本的な方針より）
組織概要	障害のある学生が、平等に修学の機会を得るために、必要な環境調整を各部署と連携して行う。また、主に修学に際して困り感のある学生への対応とする。 障害という言葉に捉はる学生もいるため、学内では「キャンパスライフサポートルーム」という名称を使用している。 【スタッフ】4名
業務内容	① 学生への修学に関する支援 個別相談、関係部署と連携、教職員相談、保護者相談 ② 障害のある学生の合理的配慮の申請（例：試験特許証、別冊受験等） ③ 支援機材の貸出（ノイズキャンセリングヘッドホンなど） ④ 障害学生支援に関する学外活動（大学構成員、学生、地域） ⑤ 障害学生を支援する学生リーダーの育成 【相談先】 ● パソコンテクなどの情報提供が必要 ● レポート等課題を厚紙に提出できない 単位が取れない ● 冬休が苦手な学生 ゼミに出席できない 卒業研究に取り組みにくい ● やる気がでない 個人費家の困難 など 【支援対象】 ① 障害のある学生 ② 学外や次学生用に関心を抱える学生 （年間50名以上の学生が支援）
利用方法	【窓口】 ① 基本的に予約制 メール tsukuba@wakayama-u.ac.jp か電話（073-457-7158）で予約 ② 〒1 寺前4丁目にある相談室で面談を実施 ③ 必要に応じて各教員と連携をし、支援を行う

(5) 新入生・留学生ガイダンス

毎年、新入生ガイダンスにて、障がい学生支援部門（キャンパスライフサポートルーム）に関する周知や合理的配慮に関する知識を発信している。また、2019年度からは留学生も対象にしている。

7. 地域・就労支援機関との連携

障がい学生支援部門では、障害のある若者や困り感のある若者の地域社会参加へ向け、地域の各機関との連携を進めている。また、支援のより一層の向上を目的に、2018年度より毎年「タウンミーティング」というイベントを開催し、地域の就労支援機関等を招いて情報共有等を行っている。

(1) 第1回タウンミーティング

- ◆日 時：2019年3月22日(金)13:00～14:30
- ◆会 場：和歌山大学 東1号館 209教室
- ◆参加機関名：就労移行支援事業所～キセキの杜～ ジョブステーション和歌山事業所、一般社団法人和乃絆 就労移行支援事業所マイパレット、ジョブカフェわかやま、一般社団法人 フクラボ、若者サポートステーションわかやま、和歌山公共職業安定所ハローワーク和歌山、和歌山県中小企業家同友会、和歌山県発達障害者支援センターポラリス、和歌山労働局職業安定部職業対策課、若者総合窓口 With You



障害者雇用の現状について話題提供



学生と企業のマッチングの方法に関する意見交換。

(2) 第2回タウンミーティング

- ◆日 時：2020年3月24日(火)14:20～16:00
- ◆会 場：和歌山大学 東1号館 G209教室
- ◆参加機関名：就労移行支援事業所～キセキの杜～ ジョブステーション和歌山事業所、一般社団法人和乃絆 就労移行支援事業所マイパレット、若者サポートステーションわかやま、若者サポートステーション With You わかやま、和歌山県発達障害者支援センターポラリス、社会福祉法人一麦会 麦の郷和歌山生活支援センター、一般社団法人フクラボ、和歌山労働局職業安定部職業対策課、有田川町役場、和歌山工業高等専門学校、学校法人 羽衣国際大学、和歌山県立和歌山産業技術専門学校



実際の学生の事例による課題提示



各機関での支援内容や特徴・取組み等について紹介

<連携機関一覧>

- ・和歌山県経営者協会就職支援センター
- ・和歌山県中小企業家同友会
- ・就労移行支援事業所～キセキの杜～ ジョブステーション 和歌山事業所
- ・若者サポートステーションわかやま（県）・きのかわ(県)・南紀(県)
- ・和歌山県若者総合相談センター with you
- ・和歌山労働局職業対策課
- ・和歌山公共職業安定所 ハローワーク和歌山
- ・和歌山障害者職業センター（独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構和歌山支部）
- ・ジョブカフェわかやま(県)
- ・和歌山障害者職業センター(独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構和歌山支部)
- ・和歌山市産業交流課産業部産業政策課
- ・就労移行支援事業所マイパレット(社団法人和乃絆)
- ・和歌山県発達障害者支援センターポラリス(社団法人愛徳医療福祉センター)
- ・株式会社エンカレッジ etc...

8. 他機関で開催された研修会・講習会への主な参加状況

支援体制の充実化のために、JASSO や AHEAD, KSSK 等が開催する研修会を中心に他機関が開催する障害学生支援に関する研修会や講演会にスタッフが定期的に参加している。

(1) 「ボストン研修」への参加

2018年10月21日から26日まで、マサチューセッツ州立大学ボストン校で開催された「日本の高等教育における障害学生支援に係るリーダー育成研修」に参加した。これは、日本財団が3年間に応募校より毎年3校計9校を選出するもので、本学は、京都大学と筑波大学と共に参加した。本学からは、障がい学生支援部門の教員1名とキャリアセンター職員1名の計2名が参加している。本研修の目的は、日本の高等教育において、修学支援とキャリア支援を発展させていくためのリーダーの育成にあり、事前のWeb研修10時間行った後、現地5日間の研修を受けた。米国高等教育における障害学生支援の発展を学び、現地で先進的取り組みを行っている大学を訪問し、意見交換を行った。また、講義では、活発なディスカッションが行われた。



(2) 参加状況

<2014年>

- ・平成26年度障害学生支援研修会[応用プログラム], 日本学生支援機構
- ・全国高等教育障害学生支援協議会設立大会, 一般社団法人 全国高等教育障害学生支援協議会
- ・平成26年度専門テーマ別障害学生支援セミナー【3】, 日本学生支援機構
- ・平成26年度専門テーマ別障害学生支援セミナー【4】, 日本学生支援機構

<2015年>

- ・全国高等教育障害学生支援協議会(第1回大会), 一般社団法人 全国高等教育障害学生支援協議会
- ・バリアフリーシンポジウム2015, 京都大学 学生総合支援センター
- ・平成27年度障害学生支援実務者育成研修会, 千里ライフサイエンスセンター
- ・第15回関西障害学生支援担当者懇談会, 大学コンソーシアム京都
- ・平成27年度 全国障害学生支援セミナー「体制整備支援セミナー」, 文部科学省高等教育局 学生・留学生課
- ・平成27年度合理的配慮普及推進セミナー, 文部科学省初等中等教育局特別支援教育課
- ・近畿学生相談研究会(KSCA)第147回, 京都産業大学
- ・平成27年度全国障害学生支援セミナー, 日本学生支援機構 学生生活部障害学生支援課
- ・平成27年度 全国障害学生支援セミナー「専門テーマ別セミナー【2】」, 日本学生支援機構 学生生活部 障害学生支援課
- ・第16回 関西障害学生支援担当者懇談会(KSSK), 関西障害学生支援担当者懇談会

<2016年>

- ・近畿学生相談研究会(KSCA)第148回例会, 近畿学生相談研究会
- ・平成28年度 和歌山県要約筆記者養成講座「手書きコース」, 和歌山県身体障害者総合福祉会館
- ・平成28年度 心の問題と成長支援ワークショップ「メンタルヘルス向上とカウンセリング」, 日本学生支援機構

- ・平成28年度 障害学生支援実務者育成研修会, 日本学生支援機構
- ・近畿学生相談研究会(KSCA)第149回例会, 近畿学生相談研究会
- ・障害学生支援に関する研究会 第1回研修会, 大阪教育大学
- ・聴覚障がいのある学生の修学支援者養成講座「ノートテイク養成講座」(初級編), 京都市福祉ボランティアセンター/公益財団法人, 大学コンソーシアム京都
- ・平成28年度 全国障害学生支援セミナー「体制整備支援セミナー」, 日本学生支援機構
- ・第54回 全国学生相談研修会, 日本学生相談学会
- ・平成28年度 全国障害学生支援セミナー「専門テーマ別セミナー(3)」, 日本学生支援機構 筑波大学

<2017年>

- ・2017年度春の特別講演「発達障がいのある学生への支援について-社会に出るまでに必要な支援とは-」, 神戸女学院大学カウンセリングルーム
- ・全国高等教育障害学生支援協議会 第3回, 一般社団法人全国高等教育障害学生支援協議会
- ・ACE キャリアセミナー強みを活かそう!, 一般社団法人企業アクセシビリティ・コンソーシアム
- ・近畿学生相談研究会(KSCA)第50回例会, 近畿学生相談研究会
- ・京都大学バリアフリーシンポジウム2017, 京都大学 学生総合支援センター
- ・平成29年度 全国障害学生支援セミナー「体制整備支援セミナー」, 日本学生支援機構
- ・一般社団法人LD学会第26回大会, 日本LD学会
- ・平成29年度 全国障害学生支援セミナー専門テーマ別セミナー【1】, 日本学生支援機構

<2018年>

- ・全国高等教育障害学生支援協議会公開セミナー, 一般社団法人全国高等教育障害学生支援協議会
- ・全国高等教育障害学生支援協議会(AHEAD JAPAN)第4回大会, 一般社団法人全国高等教育障害学生支援協議会
- ・平成30年度障害学生支援理解・啓発セミナー, ~障害のある学生を支援するに当たって必要なこと~, 日本学生支援機構
- ・日本の高等教育機関における障害学生支援に係るリーダー育成海外研修, マサチューセッツ州立大学ボストン校 地域インクルージョン研究所 (ICI)
- ・平成30年度障害学生支援専門テーマ別セミナー【地域連携】「合理的配慮の課題と地域連携の可能性」, 「移行期の支援と地域連携」, 「オンキャンパス支援と地域連携」, 日本学生支援機構
- ・平成30年度障害学生支援理解・啓発セミナー「~障害のある学生を支援するに当たって必要なこと~, 日本学生支援機構
- ・平成30年度障害学生支援専門テーマ別セミナー【発達障害就労支援】, 日本学生支援機構
- ・平成30年度学生生活にかかる喫緊の課題に関するセミナー「民法の一部改正による成年年齢の引き下げと消費者教育」 「性的指向・性自認の多様な在り方の理解推進」, 日本学生支援機構

<2019年>

- ・第22回関西障がい学生支援担当者懇談会(KSSK), 大学コンソーシアム京都
- ・「障害のある大学生の就職支援シンポジウム」一点と面での支援を通じて障害と就労について考える, 京都大学 高等教育アクセシビリティプラットフォーム (HEAP)
- ・第152回 近畿学生相談研究会 (KSCA), 近畿学生相談研究会 (KSCA)
- ・全国高等教育障害学生支援協議会(AHEAD JAPAN)第5回大会, 一般社団法人全国高等教育障害学生支援協議会
- ・発達障害の人々の心の健康を育てるために~豊かな人生のための心の健康予防~, 和歌山県発達障害者支援センターポラリス
- ・令和元年度第1回 地域若者支援連絡会議 和歌山県環境生活部青少年・男女共同参画課/若者総合相談窓口With You わかやま
- ・令和元年度 障害学生支援専門テーマ別セミナー【高大連携】, 日本学生支援機構
- ・令和元年度障害学生支援実務者育成研修会 (基礎プログラム), 日本学生支援機構
- ・~IT・技術職の就職を目指す障害学生のためのマッチング交流会~, 株式会社エンカレッジ/立命館大学キャリアセンター・学生オフィス
- ・第23回 関西障がい学生支援担当者懇談会(KSSK), 大学コンソーシアム京都
- ・令和元年度障害学生支援実務者育成研修会 (応用プログラム), 日本学生支援機構
- ・令和元年度 障害学生支援理解・啓発セミナー2, 日本学生支援機構
- ・令和元年度障害学生支援実務者育成研修会 (応用プログラム), 日本学生支援機構

9. 他機関で開催された研修会等への講師派遣

<2016年>

第16回関西障害学生支援担当者懇談会 話題提供「障がい学生支援組織の立ち上げと枠組み作り」, 公益財団法人大学コンソーシアム京都

社会参加と自立・理解推進講演会「大学における合理的配慮について～和歌山大学における障がい学生支援の実際～」, 和歌山県障害児教育振興会

<2017年>

「障害のある生徒への支援」, 職員人権研修会, 和歌山県障害児教育振興会.

<2018年>

「発達障害のある人と関わる中で～大学生の支援を中心に～」, 第104回わだいな浪切サロン, 和歌山大学・岸和田市地域連携事業.

「見えない障害を理解するー高等教育機関における障害学生支援の取組を事例にー」, 社会教育主事講習, 文部科学省・和歌山大学学務課.

<2019年>

「大学における障害学生支援コーディネーターの役割とは何かープロフェッショナルスタンダードを問うー」, 全国高等教育障害学生支援協議会(AHEAD JAPAN)第5回大会 分科会, 一般社団法人全国高等教育障害学生支援協議会.

(1)論文

<2017年>

森 麻友子「発達障害学生に対する学生相談（カウンセリング機能）と障害学生支援（コーディネート機能）を組み合わせた支援の検討－中規模大学の障がい学生支援室における実践から－」, 学生相談学会, 38 (1), 12 – 22.

深谷薫, 山本朗, 西谷崇, 森麻友子, 紀平省悟「いじめ被害体験と自閉スペクトラム症のある学生に対する大学保健センターでのケアの一考察」, 精神医学, 59 (11), 1067 – 1072.

<2018年>

Mayuko MORI, Takashi NISHITANI, Katsunori FURUI「The Support of University Students with Developmental Disorders-Focused on Self-understanding and Help-Seeking Behavior-」, HNUJ Journal of Science, 63, 129 – 133.

森 麻友子, 西谷 崇, 井上 和郁, 山本 朗, 古井 克憲「障害者差別解消法施行における高等教育機関による障害学生支援体制の整備・推進 : 和歌山大学の3年間(2014-2016)の取り組みを通して」, 和歌山大学教育学部紀要. 教育科学 = Bulletin of the Faculty of Education, Wakayama University. 和歌山大学教育学部紀要委員会 編 (和歌山大学教育学部), 68 (2), 69 – 77.

森麻友子, 西谷崇, 井上和郁, 山本朗「自立及び社会参加を視野に入れた発達障害学生の統合的支援－和歌山大学のキャンパスライフサポートルームと保健センターの協働によるサポートシステム」, 和歌山大学クロスカル教育機構研究紀要, 1, 55 – 64.

西谷崇, 森麻友子, 別所寛人「発達にアンバランスを有する学生に対するデイケアプログラムの有効性-2事例へのサポートを振り返って-」, 大学のメンタルヘルス, 2, 114 – 120.

(2)口頭（ポスター）発表

森 麻友子「発達障害学生の統合的支援 ～カウンセリング機能とコーディネート機能を柔軟に適用する一体型運営の試み～」, 全国高等教育障害学生支援協議会, 2015.

森 麻友子, 山本 朗, 西谷 崇, 池田 温子, 別所 寛人「ASD 的傾向と援助要請行動の関連～ASD 困り感質問紙を活用して～」, 第54回全国保健管理研究集会, 大阪国際会議場, 公益社団法人 全国大学保健管理協会/国立大学法人 大阪大学, 2016.

Mayuko MORI, Takashi NISHITANI, Katsunori FURUI「The Support of University Students with Developmental Disorders-Focused on Self-understanding and Help-Seeking Behavior-」, International Conference, HNUJ, HANOI, VIETNAM, 2018.

11. 主な年間の活動

	活 動 概 要
4月	新入生向けガイダンス 「教育学部基礎セミナー」講話
5月	新任教職員研修 障がい学生支援部門会議
6月	「システム工学入門セミナー」講話
7月	学長懇談会 オープンキャンパス 相談対応
8月	大学説明会 相談対応
9月	留学生ガイダンス 教養科目「障がい学生支援概論」の開講
10月	サポーター養成講座 「障がい学生支援を考える」FD/SD研修会
11月	
12月	サポーター勉強会
1月	サポーター勉強会
2月	メンタルヘルス研修旅行
3月	タウンミーティング 障がい学生支援部門会議 入学予定者の入学相談（入学案内に資料を添付）

※修学支援に関わる各部局との連携や、保健センターとのカンファレンス、学部との情報共有会などは年間を通して定期的に行っている。

※研修会の開催時期は毎年、流動的である。

12. 支援機器一覧

機器名等	台数	対象となる主な障害種	用途, 使用方法等	保管場所
活字認識ソフト (e.Typist v.15.0)	1	共通	スキャナなどを利用して活字文書を画像データとして取り込みテキストデータに変換できるソフト。	サポートルーム
音声認識ソフト	1	共通		サポートルーム
デスクトップパソコン	2	共通	OS:Windows10。IPtalker(PC テイク用のソフト)と Microsoft Office が導入済。	サポートルーム
タブレット PC (iPad Air2)	1	共通	Apple 社のタブレット。各種支援機器を用いるためのアプリが導入済。	サポートルーム
スキャナー (EPSON DS-60000)	1	共通		サポートルーム
IC レコーダー (ICD-UX560F)	2	共通	授業やゼミなどの音声の録音が可能。	サポートルーム
スマートペン(echo smartpen / Neo smartpen N2)	3	聴覚障害 発達障害	書字や図をデータ化し、スマホやタブレットで管理できるペン。音声も同時記録できる。	サポートルーム
点字プリンタ (ESA721 Ver' 95)	1	視覚障害	高品質な点字を印字できるプリンタ。通常の点字に加え、点図を作成することもできる。	サポートルーム
立体コピー機 (PIAF)	1	視覚障害	専用の用紙に触図を作成する機械。図形が立体的に盛り上がり、指先で触知できる。	サポートルーム
拡大鏡	1	視覚障害	レンズを通して、文字や文章を拡大して見ることができる。	図書館 1 台
携帯型電子ルーペ (minimax)	1	視覚障害	小型の電子ルーペ。白黒の色の反転ができ、見えやすくできる。	サポートルーム
拡大読書器	2	視覚障害	文章や写真を拡大して画面に表示することができる。	図書館 1 台 サポートルーム 1 台
点字ディスプレイ (BrailleMemo SMART 40)	1	視覚障害	点字や墨字のデータを読みとれる機械。パソコンに接続すれば、スクリーンリーダーと協力してパソコンの操作をサポートできる。	サポートルーム
デジタル録音図書再生機(プレクストークポケット PTP1 ver.5)	1	視覚障害	読みたい箇所を検索し、専用形式の録音図書を再生できる。テキストファイルの読み上げや、音声ファイルの再生も可能。	サポートルーム
音声読上ソフト (PCTalker7Ⅲ)	2	視覚障害	Windows の操作を音声で案内するソフト。	教育学部 1 台 サポートルーム 1 台
点訳ソフト(EXTRA for Windows Version 6)	1	視覚障害	文書を自動的に点字のデータに変換し、点字としての編集作業を行うことのできるソフト。	サポートルーム
点字器(S-18 標準型点字器)	1	視覚障害	卓上型で、2 行定規、点筆、専用ケースが付属している。	サポートルーム

表面作図器	1	視覚障害	ビニール製の作図用紙表面にボールペンで書いた図形や文字が浮き上がるため、描きながら指先でたどれる器具。	サポートルーム
筆談器(JIKKY SUPER LIGHT)	1	聴覚障害	磁気式メモボード。口頭での会話が難しい際に用いる。	サポートルーム
PC テイク用ノートパソコン	10	聴覚障害	OS: Windows10。IPtalker(PC テイク用のソフト)と Microsoft Office が導入済。	教育学部 1 台 サポートルーム 9 台
ロジャータッチスクリーンマイク	1	聴覚障害	フォナック社の音声送信機。卓上に置くと人の声を優先的に集音。ストラップを用い首からかけて、集音することもできる。	サポートルーム
ロジャーパスアラウンドマイク	1	聴覚障害	フォナック社の音声送信機。タッチスクリーンマイクの子機として、受信機に音声を届ける。	サポートルーム
ロジャーペン	1	聴覚障害	フォナック社のペン型音声送信機。本体の傾きにより、最適な收音スタイルを選べる。	サポートルーム
ロジャーマイリンク	1	聴覚障害	フォナック社の音声受信機。首にかけて T コイル内蔵補聴器、人工内耳と接続できる。	サポートルーム
ロジャーフォーカス	2	聴覚障害	音声受信機。話し声を耳に直接届け、雑音、反響による影響を低減させることができる。	サポートルーム
ノイズキャンセリングステレオヘッドセット(WL-C600N)	1	聴覚障害	雑音を軽減するヘッドセット。外音をコントロールすることで、耳への負担を軽減する。	サポートルーム
手動車椅子	13	肢体不自由		サポートルーム 2 台 保健センター 3 台 図書館 2 台 教育学部 1 台 経済学部 3 台 システム工学部 1 台 観光学部 1 台
車椅子用机, テーブル	15	肢体不自由		図書館 1 台 経済学部 9 台 学務課 5 台
階段昇降機	1	肢体不自由	階段を昇り降りするためのリフト。足が不自由でも椅子に腰を掛けたまま階段の昇降ができる。	施設整備課 1 台
簡易スロープ	1	肢体不自由	小さな段差に使用できる掛け外し可能なスロープ。	サポートルーム
電動カート	1	肢体不自由		学生センター 1 台

振り返りと展望

障害に関する法の整備に伴い、2014年に障害学生を支援する部署が設置され、私は当初から現在まで、専任の教員（コーディネーター）として障害学生支援に携わってきました。その取組に関して所感を交えながら振り返り、今後の展望を述べたいと思います。

部署設置当初は、相談室もなく、学生支援課に新しい机がひとつ置かれた状況でスタートしました。それまで私は保健センターでカウンセリングを行っていましたが、「障害のある学生の支援」に関しては、新たに多くのことを学ぶ必要があり、初年度は、他大学への訪問やさまざまな研修に参加しました。そして、学内の取組として、障害のある学生の個別相談から、合理的配慮に関する支援体制の構築、サポーター養成講座、障害学生支援に関する授業の開講等を、試行錯誤しながら進めていきました。また、HPやガイドブック作成等の広報・情報発信活動や新入生オリエンテーション、新任者研修、FD/SD研修などの理解推進・啓発活動等も積極的に取り組んでいきました。取組のなかで、卒業または中退後の進路等の課題も見えてきました。そこで学外連携を行うために、就労移行支援事業所や障害者支援機関等に出向き、意見交換を行いました。現在は、年1回、地域機関との意見交換の場として、また、大学からの情報発信の場として、「タウンミーティング」を開催しています。

このような多岐に渡る取組の中で、「大学」に障害学生の支援システムがどのように位置づけられるべきか、限られた人員で高い成果を上げるために何が必要なのかについて考えるようになりました。結果、大学組織や担当者、その文化を知ることは極めて重要であり、私自身、日々関わる教職員から多くのことを学びました。障害支援部門の業務は、部署内で決して完結するものではなく、各組織との連携が必須です。今後も、学内ニーズに応えつつ、学内構成員へ働きかけ、その関係性を築き上げ、大学全体での協働体制の強化を更に推進していきたいと思います。それに加え、「障害があること」と「大学生である個人」という両視点を持ち、学生と関連部署や担当教職員を繋げることも本部門における大切な役割だと考えています。

これからも、障害学生の権利を擁護するために、①学内の関連部署と連携し、修学支援における調整・工夫をすること、②多様な学生が学べる環境づくりへ寄与していくこと、③社会がよりよく変化するようアドボケートすること、以上の3点を大切にして障害学生の支援に取り組んでいきたいと思います。

最後に、発展途上ではありますが、本部門がここまで歩みを進めてこられたのは、支援部門長と学生支援課職員が存在が大きいです。また、他大学のコーディネーターとのつながりにより支えられることも多くありました。感謝申し上げます。

障がい学生支援部門
森 麻友子

参 考 资 料

和歌山大学における障害のある学生への支援の基本的な方針

平成26年4月1日 学長裁定
令和元年5月13日 最終改正

I. 基本理念

国立大学法人和歌山大学（以下「本学」という。）は、基本的人権を擁護し、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）の基本理念に基づき、障害を有する学生（以下「障がい学生」という。）を受入れ、修学のための必要かつ適切な支援を積極的に行う理念を共有し、障がい学生の自立及び社会参加へ向けて総合的な支援を図る。加えて、障害の有無や程度によって分け隔てられることなく、大学構成員が相互に人格と個性を尊重し合い、共生社会としての大学を目指す。

II. 定義

障がい学生とは、本学に在籍する正規学生又は非正規学生のうち、身体障害、知的障害、精神障害、発達障害、その他の心身の機能の障害（それらに準ずる障害があることを示す診断書を有する者、及び慢性的な疾病や一時的な怪我などの者を含む。）により、本学において教育を受け学生生活を過ごすにあたり、長期的又は一時的に相当な制限を受ける者であって、本人が支援を受けることを希望し、かつ、その必要性を本学が認めたものとする。

III. 合理的配慮の提供

本学は、高い教養と専門的能力を培えるよう教育の質を維持しつつ、障がい学生が他の者と平等に「教育を受ける権利」を享有・行使することを確保するために、必要かつ適当な変更・調整を行うなど、障がい学生個々の状態・特性等に応じ多様かつ個別性が高い、合理的な配慮の提供を行う。

IV. 情報公開及び支援組織

本学は、障害のある学生の受入れ姿勢・方針を明確にするとともに、広く情報の公開に努めつつ、その支援にあたる専門的な部署を設置し、相談窓口の統一や専門的な能力を有する職員を配置するなど、その対応に当たる。

V. 受入れ態勢及び支援方針

本学は、障害のある大学進学希望者や障がい学生に対して、大学全体としての受入れ態勢や支援体制の方針を示す。

1. 大学全体の特性を活かし、専門性のある支援体制を確立する。
2. 障害を理由とした受験断念をなくすとともに受入拒否をすることはしない。
3. 修学権利の主体が学生本人にあることを踏まえ、学生の要望に基づいた調整を図る。
4. 障害の有無に関わらず、意欲

と能力のある学生が学びやすい環境づくりに努める。

5. 学生活動の範囲は、授業、課外活動、大学行事への参加等、教育に関する全ての事項とする。ただし、教育とは直接関与しない学生の活動や生活面への配慮については、一般的な合理的配慮の対象外とする。
6. 情報の保障、コミュニケーションの配慮、公平な試験、成績評価などにおける配慮や考え方を整理し、伝える。
7. 安全、かつ円滑に学生生活を送れるよう、バリアフリー化に配慮する。

VI. その他

本学は、近隣地域の大学と連携し、優れた取組みを進んで取入れ、拠点校及び大学間のネットワーク形成に努力するとともに、学内外の関係機関と積極的に連携した支援に努める。

- 附則 この方針は、平成26年4月1日から施行する。
この改訂方針は、令和元年5月13日から施行する。

障害を理由とする差別の解消の推進に関する和歌山大学教職員対応要領

制定 平成28年 1月29日
法人和歌山大学規程第1730号
最終改正 令和2年 6月3日

(目的)

第1条 この要領（以下「対応要領」という。）は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。以下「法」という。）第9条第1項の規定に基づき、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（平成27年2月24日閣議決定）に即して、国立大学法人和歌山大学の教職員（非常勤職員含む。以下「教職員」という。）が適切に対応するために必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 障害者 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者、即ち、身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものとし、本学における教育及び研究、その他本学が行う活動全般において、そこに参加する者すべてとする。
- (2) 社会的障壁 障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

(障害を理由とする不当な差別的取扱い及び合理的配慮の基本的な考え方)

第3条 この対応要領において、不当な差別的取扱いとは、障害者に対して、正当な理由なく、障害を理由として、教育及び研究、その他本学が行う活動全般について機会の提供を拒否し、又は提供に当たって場所・時間帯などを制限すること、障害者でない者に対しては付さない条件を付けることなどにより、障害者の権利利益を侵害することをいう。なお、障害者の事実上の平等を促進し、又は達成するために必要な特別な措置は、不当な差別的取扱いではない。

- 2 前項の正当な理由に相当するか否かについては、個別の事案ごとに、障害者、第三者の権利利益及び本学の教育及び研究、その他本学が行う活動の目的・内容・機能の維持等の観点に鑑み、具体的な状況等に応じて総合的・客観的に判断するものとし、正当な理由があると判断した場合には、障害者にその理由を説明し、理解を得るよう努めなければならない。
- 3 この対応要領において、合理的配慮とは、障害者が他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを

確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過重な負担に当たらないものをいう。

4 前項の均衡を失した又は過重な負担については、個別の事案ごとに、次の各号の要素等を考慮し、具体的な状況等に応じて総合的・客観的に判断するものとし、均衡を失した又は過重な負担に当たると判断した場合には、障害者にその理由を説明し、理解を得るよう努めなければならない。

- (1) 教育及び研究、その他本学が行う活動への影響の程度（その目的・内容・機能を損なうか否か）
- (2) 実現可能性の程度（物理的・技術的制約、人的・体制上の制約）
- (3) 費用・負担の程度
- (4) 本学の規模、財政・財務状況

(障害を理由とする差別の解消に関する推進体制)

第4条 本学における障害を理由とする差別の解消の推進（以下、「障害者差別解消の推進」という。）に関する体制は、以下の各号のとおりとする。

- (1) 最高管理責任者 学長をもって充て、障害者差別解消の推進及びそのための環境整備等（施設等のバリアフリー化の促進、必要な人材の配置、情報アクセシビリティの向上）に関し、本学全体を統括し、総括監督責任者及び監督責任者が適切に障害者差別解消の推進を行うようリーダーシップを発揮するとともに、最終責任を負うものとする
- (2) 総括監督責任者 教育担当理事をもって充て、最高管理責任者を補佐するとともに、教職員に対する研修・啓発の実施等、本学全体における障害者差別解消の推進に関し必要な措置を講ずるものとする
- (3) 監督責任者 別表1に掲げる者をもって充て、当該部局における障害者差別解消の推進に関し責任を有するとともに、当該部局における障害者差別解消の推進に必要な措置を講ずるものとする
- (4) 監督者 別表1に掲げる者をもって充て、監督責任者を補佐するとともに、次条に規定する責務を果たすものとする

(監督者の責務)

第5条 監督者は、障害者差別の解消を推進するため、次の各号に掲げる事項に注意して障害者に対する不当な差別的取扱いが行われないよう監督し、また障害者に対して合理的配慮の提供がなされるよう努めなければならない。

- (1) 日常の業務を通じた指導等により、障害を理由とする差別の解消に関し、監督する教職員の注意を喚起し、障害を理由とする差別の解消に関する認識を深めさせること
- (2) 障害者から不当な差別的取扱い、合理的配慮の不提供に対する相談、苦情の申し出等が

- あった場合は、迅速に状況を確認すること
- (3) 合理的配慮の必要性が確認された場合、監督する教職員に対して、合理的配慮の提供を適切に行うよう指導すること
- (4) 合理的配慮の提供にあたっては、監督する教職員に対して、合理的配慮を受ける障害者のプライバシーが守られるよう指導すること
- 2 監督者は、障害を理由とする差別に関する問題が生じた場合には、監督責任者に報告するとともに、その指示に従い、迅速かつ適切に対処しなければならない。

(不当な差別的取扱いの禁止)

- 第6条 教職員は、その事務又は事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。
- 2 教職員は、前項に当たり、別紙留意事項に留意するものとする。

(合理的配慮の提供)

- 第7条 教職員は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状況に応じて、社会的障壁の除去の実施について合理的配慮の提供をしなければならない。
- 2 教職員は、障害者から社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明がない場合であっても、当該障害者がある場合には、当該障害者に対して適切と思われる合理的配慮を提案するよう努めなければならない。
- 3 教職員は、前二項の合理的配慮の提供（合理的配慮の合意形成過程、合理的配慮の決定及びその他関連事項を含む。）を行うに当たり、別紙留意事項に留意するものとする。

(相談体制の整備)

- 第8条 障害者及びその家族その他の関係者からの障害を理由とする差別に関する相談に応じるための相談窓口を、下記のとおりとする。
- (1) 障がい学生支援部門
 - (2) 学生なんでも相談室
 - (3) 保健センター
 - (4) 所属学部
 - (5) 附属学校
 - (6) 教養・協働教育部門
 - (7) 入試課
 - (8) その他学長が指名する教職員

(紛争の防止等のための体制の整備)

- 第9条 障害を理由とする差別（正当な理由のない不当な差別取扱い、合理的配慮の不提供等）に関する紛争の防止又は解決を図るための委員会は、下記のとおりとする。
- (1) 人権委員会
 - (2) 学長が設置する第三者委員会

- 2 前項第一号の委員会については、別に定める。
- 3 第一項第二号の学長が設置する第三者委員会については、必要に応じて設置するものとする。

(情報公開)

- 第10条 本学は、障害のある大学進学希望者や学内の障害のある学生等に対して、支援の方針や相談体制、合理的配慮の事例等を、ホームページ等を通じて公開することとする。

(教職員への研修・啓発)

- 第11条 本学は、障害者差別解消の推進を図るため、教職員に対し、次の各号のとおり研修・啓発を行うものとする。
- (1) 新たに教職員となった者に対して、障害を理由とする差別に関する基本的な事項について理解させるための研修
 - (2) 新たに監督者となった教職員に対して、障害を理由とする差別の解消等に関し求められる責務・役割について理解させるための研修
 - (3) その他教職員に対し、障害特性を理解させるとともに、障害者へ適切に対応するために必要なマニュアル等による、意識の啓発

(懲戒処分等)

- 第12条 教職員が、障害者に対して不当な差別的取扱いをし、又は過重な負担がないにもかかわらず合理的配慮を提供しなかった場合、その態様等によっては、就業規則第43条第1号に規定する職務上の義務に反し、又は職務を怠った場合等に該当し、懲戒処分等に付されることがある。

附 則

- この要領は、平成28年1月29日から施行し、平成28年4月1日から適用する。
- 附 則（平成29年3月24日一部改正：法人和歌山大学規程第1941号）
この改正要領は、平成29年4月1日から施行する。
- 附 則（平成30年3月30日一部改正：法人和歌山大学規程第2057号）
この改正要領は、平成30年3月30日から施行する。
- 附 則（令和2年6月3日一部改正：法人和歌山大学規程第2288号）
この改正要領は、令和2年6月3日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

別紙

障害を理由とする差別の解消の推進に関する和歌山大学教職員対応要領における留意事項
対応要領第6条及び第7条に定める留意事項は、以下のとおりとする。

第1 不当な差別的取扱いに当たり得る具体例 (第6条関係)

対応要領第3条第1項及び第2項のとおり、不当な差別的取扱いに相当するか否かについては、個別の事案ごとに判断されることとなるが、不当な差別的取扱いに当たり得る具体例は、次のとおりである。なお、次に掲げる具体例については、正当な理由が存在しないことを前提とし、また、次に掲げる具体例以外でも不当な差別的取扱いに該当するものがあることに留意すること。

(以下、例示)

- 障害があることを理由に受験を拒否すること
- 障害があることを理由に入学を拒否すること
- 障害があることを理由に授業受講を拒否すること
- 障害があることを理由に研究指導を拒否すること
- 障害があることを理由に実習、研修、フィールドワーク等への参加を拒否すること
- 障害があることを理由に事務窓口等での対応順序を劣後させること
- 障害があることを理由に式典、行事、説明会、シンポジウムへの出席を拒否すること
- 障害があることを理由に学生寮への入居を拒否すること
- 手話通訳、ノートテイク、パソコンノートテイクなどの情報保障手段を用意できないからという理由で、聴覚障害のある学生の授業受講や研修、講習、実習等への参加を拒むこと
- 試験等において、合理的配慮を受けたことを理由に評価に差をつけること

第2 合理的配慮に該当し得る配慮の具体例(第7条関係)

合理的配慮は、障害者等の利用を想定して事前に行われる建築物のバリアフリー化、必要な人材の配置、情報アクセシビリティの向上等の環境の整備を基礎として、個々の障害者に対して、その状況に応じて個別に実施される措置である。その内容は、対応要領第3条第3項及び第4項のとおり、障害の特性や社会的障壁の除去が求められる具体的状況等に応じて異なり、多様かつ個性が高いものであり、当該障害者が現に置かれている状況を踏まえ、社会的障壁の除去のための手段及び方法について、必要かつ合理的な範囲で、柔軟に対応する必要があるが、具体例は、次のとおりである。

なお、次に掲げる具体例については、過重な負担が存在しないことを前提とし、また、次に掲げる具体例以外にも合理的配慮は多数存在することに留意すること。

(物理的環境への配慮)

(以下、例示)

- 車椅子利用者のためにキャスター上げ等の補助をし、又は段差に携帯スロープを渡すこと
- 図書館やコンピュータ室、実験・実習室等の施設・設備を、他の学生と同様に利用できるように改善すること
- 移動に困難のある学生のために、普段よく利用する教室に近い位置に駐車場を確保すること
- 配架棚の高い所に置かれた図書やパンフレット等を取って渡したり、図書やパンフレット等の位置をわかりやすく伝えたりすること
- 障害特性により、授業中、頻回に離席の必要がある学生について、座席位置を出入口の付近に確保すること
- 移動に困難のある学生が参加している授業で、使用する教室をアクセスしやすい場所に変更すること
- 易疲労状態の障害者からの別室での休憩の申し出に対し、休憩室の確保に努めるとともに、休憩室の確保が困難な場合、教室内に長いすを置いて臨時的休憩スペースを設けること

(意思疎通の配慮)

(以下、例示)

- 授業や実習、研修、行事等のさまざまな機会において、手話通訳、ノートテイク、パソコンノートテイク、補聴システムなどの情報保障を行うこと
- ことばの聞き取りや理解・発声・発語等に困難を示す学生のために、必要なコミュニケーション上の配慮を行うこと
- シラバスや教科書・教材にアクセスできるように、学生の要望に応じて電子ファイルや点字・拡大資料等を提供すること
- 聴覚障害のある学生の受講している授業で、ビデオ教材に字幕を付与して用いること
- 授業中教員が使用する資料を事前に提供し、事前に一読したり、読みやすい形式に変換したりする時間を与えること
- 事務手続きの際に、教職員や支援学生が必要書類の代筆を行うこと
- 障害のある学生で、視覚情報が優位な者に対し、手続きや申請の手順を矢印やイラスト等でわかりやすく伝えること
- 間接的な表現が伝わりにくい場合、より直接的な表現を使って説明すること
- 口頭の指示だけでは伝わりにくい場合、指示を書面で伝えること
- 授業でのディスカッションに参加しにくい場合、発言しやすいような配慮をしたり、テキストベースでの意見表明を認めたりすること
- 入学試験や定期試験、または授業関係の注意事項や指示を、口頭で伝えるだけでなく紙に書いて伝達すること

(ルール・慣行の柔軟な変更の具体例)

(以下、例示)

- 入学試験や定期試験において、個々の学生の障害特性に応じて、試験時間を延長したり、別室

受験や支援機器の利用，点字や拡大文字の使用を認めること

○ 成績評価において，本来の教育目標と照らし合わせ，公平性を損なわない範囲で柔軟な評価方法を検討すること

○ 外部の人々の立ち入りを禁止している施設等において，介助者等の立ち入りを認めること

○ 大学行事や講演，講習，研修等において，適宜休憩を取ることを認めたり，休憩時間を延長したりすること

○ 移動に困難のある学生に配慮し，車両乗降場所を教室の出入りに近い場所へ変更すること

○ 教育実習等の学外実習において，合理的配慮の提供が可能な機関での実習を認めること

○ 教育実習等の実習授業において，通常よりも詳しいマニュアルを提供すること

○ 教育実習等の実習授業において，事前に実習施設の見学を行うこと

○ 外国語のリスニングが難しい学生について，リスニングが必須となる授業を他の形態の授業に代替すること

○ 障害のある学生が参加している実験・実習等において，特別にティーチングアシスタント等を配置すること

○ ICレコーダー等を用いた授業の録音を認めること

○ 授業中，ノートを取ることが難しい学生に，板書を写真撮影することを認めること

○ 不随意運動等により特定の作業が難しい障害者に対して，教職員や支援学生を配置して作業の補助を行うこと

○ 感覚過敏がある学生に，サングラスやノイズキャンセリングヘッドフォン等の着用を認めること

○ 体調が悪くなるなどして，レポート等の提出期限に間に合わない可能性が高いときに，期限の延長を認めること

○ 教室内で，講師やスクリーンに近い席を確保すること

○ 履修登録の際，履修制限のかかる可能性のある選択科目において，機能障害による制約を受けにくい

授業を確実に履修できるようにすること

○ 入学時のガイダンス等が集中する時期に，必要書類やスケジュールの確認などを個別に行うこと

○ 授業出席に介助者が必要な場合には，介助者が授業の受講生でなくとも入室を認めること

○ 視覚障害や肢体不自由のある学生の求めに応じて，事務窓口での同行の介助者の代筆による手続きを認めること

第3 合理的配慮の合意形成過程や合理的配慮のその他関連事項（第7条関係）

（合理的配慮の合意形成過程）

合理的配慮の決定過程においては，障害のある学生が，他の者と平等に「教育を受ける権利」を享有・行使することを確保するという合理的配慮の目的に照らし，権利の主体が障害のある学生本人にあることを踏まえ，障害者本人の要望に基づいた調整を行う。この際，障害者本人の教育的ニーズと意思を可能な限り尊重しつつ，本学の体制面，財政面を勘案し，「均衡を失しない」又は「過重ではない」負担について，個別に判断する。

（合理的配慮の決定）

本学が合理的配慮を決定するに当たっては，申請のあった学生の障害特性と教育的ニーズを把握し，その上で意思を尊重した配慮ができない場合の合理的理由を含め，本人を含む関係者間において，可能な限り合意形成・共通理解を図った上で決定し，提供することが望まれる。その際，障害学生支援についての専門知識を有する教職員が当該学生本人のニーズをヒアリングし，これに基づいて迅速に配慮内容を決定できるようにする。

（時間的な経緯の考慮）

障害のある学生は，障害の状態・特性等が多様だけでなく，障害を併せ有する場合や，障害の状態や病状が変化する場合もあることから，時間的な経緯や休学・復学等により必要な支援が変化することに留意する必要がある。

（環境の整備）

なお，合理的配慮を必要とする障害者が多数見込まれる場合，障害者との関係性が長期にわたる場合等には，その都度の合理的配慮の提供ではなく，後述する環境の整備を考慮に入れることにより，中・長期的に安定した配慮や支援を提供できるよう考慮することは重要である。

（意思の表明）

意思の表明に当たっては，具体的場面において，社会的障壁の除去に関する配慮を必要としている状況にあることを言語（手話を含む。）のほか，点字，拡大文字，筆談，実物の提示や身振りサイン等による合図，触覚による意思伝達など，障害者が他人とコミュニケーションを図る際に必要な手段（通訳を介するものを含む。）により伝えられる。

別表Ⅰ
監督責任者、監督者一覧

教員

部局等	監督責任者	監督者
教育学部	教育学部長	学部選出障がい学生支援部門員
附属小学校	附属小学校校長	附属小学校副校長
附属中学校	附属中学校校長	附属中学校副校長
附属特別支援学校	附属特別支援学校校長	附属特別支援学校副校長
経済学部	経済学部長	学部選出障がい学生支援部門員
システム工学部	システム工学部長	学部選出障がい学生支援部門員
観光学部	観光学部長	学部選出障がい学生支援部門員
紀伊半島価値共創基幹	紀伊半島価値共創基幹長	紀伊半島価値共創副基幹長
食農総合研究教育センター	食農総合研究教育センター長	食農総合研究教育副センター長
紀州経済史文化史研究所	紀州経済史文化史研究所長	紀州経済史文化史研究所副所長
学術情報センター	学術情報センター長	学術情報副センター長
保健センター	保健センター長	保健副センター長
教養・協働教育部門	教養・協働教育部門長	教養・協働教育副部門長
データ・インテリジェンス教育研究部門	データ・インテリジェンス教育研究部門長	データ・インテリジェンス教育研究副部門長
産学連携イノベーションセンター	産学連携イノベーションセンター長	産学連携イノベーション副センター長
国際観光学研究センター	国際観光学研究センター長	国際観光学研究副センター長
国際連携部門	国際連携部門長	国際連携副部門長

職員

部局等	監督責任者	監督者
監査室	学長	監査室長
基金事務室	事務局長	基金事務室長
企画課		企画課長
総務課		総務課長
財務課		財務課長
施設整備課		施設整備課長
研究・社会連携課		研究・社会連携課長
学務課		学務課長
入試課		入試課長
学生支援課		学生支援課長
国際交流課		国際交流課長
学術情報課		学術情報課長
附属小学校・中学校		附属小学校副校長
附属特別支援学校		附属特別支援学校副校長
保健センター	保健センター長	保健副センター長

授業等における配慮申請書

提出日：令和 年 月 日

和歌山大学

障がい学生支援部門長 様

○申請書は学生が作成し、所属学部へ提出します。
○申請書は手書きで記入してもPCで作成してもかまいません。

学生番号 _____

学部・研究科 _____

氏名 _____

連絡先 _____

下記の合理的配慮を希望いたします。

1. 配慮が必要な理由

症状・修学上困難になること

ノートの書取りと聴き取りを同時に行うことが難しいため、課題や試験に関する重要な情報を聞き逃すことが多い。

2. 配慮が必要な事項（該当する□に✓を記入してください。）

- (1) 授業
(2) 試験
(3) 実習
(4) 学内生活

配慮例

- ・重要事項の伝達（課題・手続き等）
- ・学内の移動・設備利用
- ・発表・質疑応答
- ・日常生活動作（トイレ・食事等）
- ・座席配慮
- ・スケジュール管理・履修相談
- ・学外実習（教育実習等）
- ・教材（拡大・音訳・点訳・字幕等）
- ・情報保障
- ・支援機器（福祉用具等）の利用
- ・就職・就労

配慮内容

課題や試験の情報について、Live Campus あるいは Moodle（個人へのメールでも可）での通知をお願いします。

- ・課題の場合：内容、形式、締切り、提出方法等
- ・定期試験以外の試験の場合：内容、日時、場所、持ち物等
- ・定期試験の場合：試験形態等、内容、日時、場所

3. 履修科目

- 全履修科目に申請する
- 特定の履修科目に申請する →下記の表に記入をお願いします。

科目	教員名	曜日・限	特記
〇〇〇論	〇〇先生	月曜 1 限	
〇〇〇概説	〇〇先生	月曜 2 限	
外国語コミュニケーション	〇〇先生	火曜 1 限	
〇〇〇理論	〇〇先生	火曜 3 限	
〇〇〇思想	〇〇先生	水曜 2 限	
〇〇〇Ⅱ	〇〇先生	木曜 1 限	
〇〇〇学	〇〇先生	金曜 3 限	
〇〇体験演習	〇〇先生	曜 限	集中講義
〇〇演習	〇〇先生	曜 限	ゼミ
		曜 限	
		曜 限	
		曜 限	
		曜 限	
		曜 限	
		曜 限	
		曜 限	

※記入していただいた内容はコーディネート以外の目的で利用しません。

2014-2019 年度
和歌山大学障がい学生支援部門活動報告書

発行日 令和3年3月31日
編集・発行 和歌山大学 障がい学生支援部門（キャンパスライフサポートルーム）
連絡先 〒640-8510 和歌山県和歌山市栄谷 930 南1号館4階
Tel: 073-457-7155
ホームページ <http://www.wakayama-u.ac.jp/cls/>